

高額療養費などの上限額を見直し

70歳以上の皆さん

70歳以上の人の高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費の上限額（自己負担限度額）が見直されました。8月から、所得区分の上限額が細分化されます。

全ての人が安心して医療を受けられる社会の維持と世代間の公平を図るため、所得区分の上限額が変更されます。

変更の内容

◆高額療養費

現役並み所得者の区分がⅠからⅢまでに細分化されました（Ⅱ左表上）。現役並み所得Ⅰ・Ⅱの所得区分の人も、限度額適

用認定証の交付対象になります。また、一般の所得区分の人の外来自己負担上限額が1万8000円に変更になりました。

◆高額医療・高額介護合算療養費

現役並み所得者の所得区分がⅠからⅢまでに細分化されました（Ⅱ左表下）。

問 市民課 ☎ 73・0086

◆表 高額療養費の自己負担限度額（70歳以上対象）

区分	外来（個人ごと）	入院・世帯単位
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得690万円以上	25万2600円＋ （総医療費－84万2000円）×1% 〈多数回該当：14万100円〉※1
	Ⅱ 課税所得380万円以上	16万7400円＋ （総医療費－55万8000円）×1% 〈多数回該当：9万3000円〉※1
	Ⅰ 課税所得145万円以上	8万100円＋ （総医療費－26万7000円）×1% 〈多数回該当：4万4400円〉※1
一般	1万8000円 〈年間上限14万4000円〉※2	5万7600円 〈多数回該当：4万4400円〉
低所得	Ⅱ	2万4600円
	Ⅰ	1万5000円
低所得	8000円	

※1 過去12か月以内に3回以上、限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、限度額が下がります。
※2 1年間（8月～翌年7月）の自己負担額の上限です。

◆表 高額医療・高額介護合算療養費の自己負担限度額

区分	限度額	
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得690万円以上	212万円
	Ⅱ 課税所得380万円以上	141万円
	Ⅰ 課税所得145万円以上	67万円
一般	56万円	
低所得者 Ⅱ	31万円	
低所得者 Ⅰ	19万円	

現役並み所得者は「3割」に

介護保険制度 負担割合を見直し

介護サービスを利用する場合の利用者負担は、これまでは実際に掛かる費用の1割（または2割）でしたが、8月以降は、現役並みの所得がある人は3割になります。これは、制度の持続可能性を高めるとともに、世代内や世代間の負担の公平性を確保するためのものです。

◆現役並み所得者の基準

3割負担の対象となるのは、65歳以上で合計所得金額（給与収入や事業収入などから給与所得控除や必要経費を除いた額）が220万円以上の人で、かつ同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額（合計所得金額から年金の雑所得を除いた額）」の合計が、単身で340万円以上、2人以上の世帯で463万円以上の場合です。

問 高齢者支援課介護保険班

☎ 73・0033

まずは自分で確認を！

ブロック塀などの安全点検

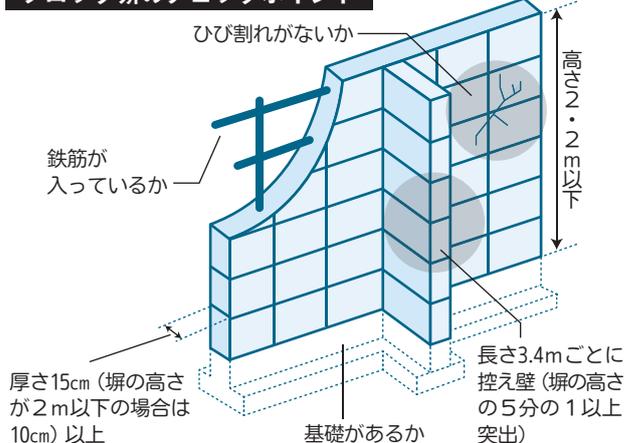
これまでの大きな地震では、コンクリートブロック塀などが倒壊し、人的被害が発生する事故が起きています。いつ起こるか分からない大地震に備え、自宅のブロック塀などが構造基準を満たしているかどうか、自身で点検をしましょう。

■安全点検チェックポイント

ブロック塀は、構造基準が定められており、以下の項目に適合している必要があります。自宅のブロック塀などの安全点検を行いましょう。

- 塀の高さは2.2m以下である。
- 塀の厚さは15cm（高さ2m以下の場合は10cm）以上である。
- 高さ1.2mを超える塀には、長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの5分の1以上突出した“控え壁”がある。
- コンクリートの基礎がある。
- 塀に傾きやひび割れなどが無い。

ブロック塀のチェックポイント



〈問い合わせ先〉

- 構造基準に関すること
海匠土木事務所建築宅地課 ☎ 72-1172
- 専門家への相談に関すること
公益社団法人千葉県建築士事務所協会 ☎ 043-224-1640
※建築相談申込書による事前相談予約が必要です。詳しくは同協会ホームページをご覧ください。

初開催の男性向け講座も実施

公民館講座の受講者を募集

公民館講座の受講者を募集します。申し込みは8月19日(日)まで受け付けます(電話での仮申し込み可。期間内に申込書の提出が必要)。受講料はいずれも無料です。

◆オトコのヨガ教室

今年度から初開催の男性限定のヨガ教室です。ヨガを通じて楽しく体を動かし、日々の運動不足解消や健康な体づくりを目指します。

開催日：①9月8日(土)②10月13日(土)③11月10日(土)④12月8日(土)⑤1月12日(土)
時間：19時30分～20時45分
定員：20人(申し込み順)

◆オトコの料理道場教室

レシピに頼らず自分の五感を使って調理する、男性限定のチャレンジ料理教室。真面目に楽しく、食材や調理法を学びます。

開催日：①9月4日(火)②10月2日(火)③12月4日(火)④

1月15日(火)

時間：15時～17時30分

定員：15人(申し込み順)

※各回材料費1000円程度が掛かります。

◆アロマセラピー教室

アロマセラピーの基礎知識を、実際にアロマグッズを作りながら楽しく学びます。今年度はフェイスクリームやボディクリームがテーマです。

開催日：①9月22日(土)②10月27日(土)③11月24日(土)④12月22日(土)⑤1月26日(土)
時間：10時～12時
定員：25人(申し込み順)

※各回材料費2000円程度が掛かります。



オトコの料理道場教室(昨年)

◆匠達の文化財を知る教室

ふるさとの文化財を実際に見学し、歴史の魅力に触れてみませんか。

開催日：①9月30日(日)②10月14日(日)③11月4日(日)
時間：13時30分～15時30分
定員：18人(電話申し込みのみ。多数の場合は抽選)

見学地：①圓静寺と安久山大シイの木②宝光寺と妙覚寺百観音③日蓮宗不受不施派の寺とその周辺

申込八日市場公民館(月曜休館)
☎72・0735

参加者募集 食育体験教室

しょうゆ工場を見学

夏休み食育体験教室の参加者を募集します。

地元食材の紹介と昼食を食べたあと、タイヘイ株式会社のしょうゆ工場見学を行います。

日時：8月9日(木)10時30分
集合場所：八日市場公民館
定員：20人(申し込み順)
参加費：1000円(昼食代含)

対象：小学生以上(小学校4年生以下は保護者同伴)
申し込み：8月6日(月)までに左記まで

申込産業振興課農政班
☎73・0089

交通災害共済

8月は「一斉加入推進月間」です

交通災害共済は、利益を目的としない住民相互の共済制度で、公共団体が運営する安心な制度です。家族そろっての加入をお勧めします。

◆制度の内容

年会費…700円 共済期間…9月1日～平成31年8月31日の1年間 見舞金の種類…【死亡】150万円【傷害】2万円～50万円(入院・通院実日数に応じて)【身体障がい】50万円(身体障害等級1級または2級となった場合、傷害見舞金の他に支給)【交通遺児】1人に付き10万円

◆申し込み

8月31日(金)までに、市役所1階環境生活課または野栄総合支所で申し込んでください(9月以降も可能。会費は月割り)。

※交通事故に遭ったら、必ず警察に届けましょう。交通事故証明書が得られない場合は、原則として見舞金の支給は受けられませんので、十分ご注意ください。

問環境生活課市民協働班☎73-0088

各種手当の現況届を忘れずに

8月31日までに提出を

児童扶養手当や福祉手当など、次の各手当を受給している人に対しては、現況届または所得状況届の用紙を8月上旬に送付します。内容を確認し、必要事項を記入の上、届出別の提出期限までに市役所1階福祉課または野栄総合支所へ提出してください。

◆対象となる手当と提出期限

《8月31日(金)提出期限》

・児童扶養手当

《9月11日(火)提出期限》

・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当

・障害児福祉手当 ・福祉手当

・重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当

※届け出を行わない場合は、手当を受けることができませんので、ご注意ください。

問福祉課☎73-0096、野栄総合支所☎67-3111